

議案第 9 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表及び第 2 項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

平成 28 年 2 月 24 日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の改正に鑑み、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。